

令和3年度 軽自動車税環境性能割 税率表(新車・中古車)

自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に行われた場合、税率が1%軽減されます。

()内の税率は軽減後の税率です。

種類	排出ガス基準・燃費基準		税率		
			自家用	営業用	
電気軽自動車	-		非課税	非課税	
天然ガス軽自動車	平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減		非課税	非課税	
乗用車	ガソリン車 ガソリンハイブリッド車	★★★★	R12年度燃費基準75% ■[R2年度燃費基準109%] かつ R2年度燃費基準達成 ※[H22年度燃費基準+62%] かつ [H22年度燃費基準+50%]	非課税	非課税
			R12年度燃費基準60% ■[R2年度燃費基準87%] かつ R2年度燃費基準達成 ※[H22年度燃費基準+30%] かつ [H22年度燃費基準+50%]	1.0% (非課税)	0.5%
			R12年度燃費基準55% ■[R2年度燃費基準80%] ※[H22年度燃費基準+19%]	2.0% (1.0%)	1.0%
	上記に該当しないもの		2.0% (1.0%)	2.0%	
車両総重量 2.5トン以下の トラック	ガソリン車 ガソリンハイブリッド車	★★★★	平成27年度燃費基準+25% ※[平成22年度燃費基準+57%]	非課税	非課税
			平成27年度燃費基準+20% ※[平成22年度燃費基準+50%]	1.0%	0.5%
			平成27年度燃費基準+15% ※[平成22年度燃費基準+44%]	2.0%	1.0%
	上記に該当しないもの		2.0%	2.0%	
上記に該当しないもの			2.0%	2.0%	

注 「★★★★」は平成30年度排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車

■ 令和12年度基準エネルギー消費効率算定未了車で、令和2基準及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車の場合

※ 令和12年度基準、令和2年度基準及び平成27年度基準エネルギー消費効率算定未了車で、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車の場合